

スタッフ弁護士の
連携活動の現状と課題
— 高知県における実践活動報告 —

弁護士
元法テラス安芸法律事務所スタッフ弁護士

野口 千晶

はじめに

法テラス・スタッフ弁護士による関係機関との連携活動については、2006年10月に法テラスの業務が開始されて以降、現場から様々な実践報告が積み重ねられてきた¹。これらの実践報告及び全国レベルやブロックレベルにおいて定期的に開催されてきた経験交流会の結果等を踏まえ、2010年には法テラスと日弁連の共同検討会である「スタッフ弁護士の役割及びパイロット事務所の設置等に関する検討会2010」が設置された経緯がある。

同検討会は、連携関係の構築に特に成果を挙げてきたとされる高知県内の法テラス法律事務所の連携活動に着目し、同検討会委員が2011年1月に高知県内の各法テラス法律事務所及び関係機関の訪問調査を実施した。そして、同調査結果報告書²は、「高知県内の各法テラス法律事務所が、地域の関係機関との連携構築とネットワークを活用した紛争の総合的解決に大きな成果をあげていることが確認された」³と積極評価する一方、ネットワークに本来的に内在する問題として、一度形成されたネットワークの希薄化の問題やメンバー交代による脆弱化の論点などを指摘しており⁴、「調査で明らかになった知見により客観性をもたせるためには、ネットワーク活動の追跡調査…等が有益である」⁵とまとめている。

私は、上記共同検討会が高知調査を実施した2011年1月に、高知県安芸市にある法テラス安芸法律事務所においてスタッフ弁護士として勤務を開始し、2014年2月までの3年2か月の間、高知県内で連携活動に関わった。

そこで、本稿は、上記「ネットワーク活動の追跡調査」という視点を踏まえ、一旦形成された連携ネットワークが、2011年1月以降、どのような変化を辿ってきたのか、あるいは新たにどのようなネットワークが生まれ、形成・発展してきたのかについて、高知県内のスタッフ弁護士による実践活動報告を行うものである。

なお、時期を並行して、高知県内の連携活動に関する調査研究活動に携

わってきた研究者による知見と考察が、本論叢第5号において「法的支援ネットワークにおける人的依存の克服」⁶としてまとめられているので、あわせて参照頂きたい。

1 勤務開始

2011年1月、高知県安芸市にある法テラス安芸法律事務所においてスタッフ弁護士として勤務を開始した。前任者が鎌田毅弁護士でパイオニア的に動いておられたが、ほとんどの引き継ぎ事件を2年間同じ事務所で仕事をさせていただいた先輩弁護士である岸敦子弁護士に引き継いでいかれたこともあり、まっさらな中で業務を行うことができた。引き継ぎが必要な事務所の場合、多くの事件を次のスタッフに引き継ぐことが多い中、新規立ち上げと同様の形で仕事できたのは、大変ありがたい環境であったと思っており、このような業務環境のもとで、連携活動に意欲的に取り組んでいくことができた。

勤務開始時に出来ていた連携に参加させていただくものもあれば、新しい連携の活動が自分たちの手により作成されたもの、他機関からの要請により参加させていただいたもの等、様々ある。2011年の調査以後、私に関与してきた連携活動についての記録的な内容となるが、この視点から考えていくため、私が赴任した際、既に出来ていた連携活動と、新しく出来た連携活動という二つの視点から検討してみたいと考えている。

2 既に存在した関係機関との連携

(1) 多重債務関係機関との連携～うろこの会と高知クレサラ対策協議会

高知県には、高知クレジット・サラ金被害者の会「うろこの会」という民間団体がある。法テラス高知法律事務所の隣に事務所を置き、相談は随時行っている。急に難しい相談等が入れば、隣にいる弁護士に聞くことができ

る状況にある。

うろこの会では、特に、依存症等についての講演会や、相談会などを行ったりもしており、必要があれば、相談会の相談員として、スタッフ弁護士が参加することもある。

また、月1回、高知クレサラ対策協議会を開催し、弁護士、司法書士、高知市消費生活センター相談員、うろこの会会員などが参加し、現在、困っている事案や、急に増加した事案等について、話し合う機会を持っている。その地域で、急に動き出す街金などがいて、その裁判についての意見交換などをする場合もある。

高知クレサラ対策協議会は、高知市内で18時から行われるため高知市内まで1時間程度かかる高知県安芸市の事務所から出向くには不便を感じていながらも、高知県の地域的特性のあるケースについての話が聞けるという点で、自分が関与している事件処理にとって有意義な会だったと感じている。

いずれも既に出来上がっていた連携である。また高知市内中心部での活動がメインではあるものの、うろこの会などは高知市内のみならず、高知県内全域からの電話での相談等を行っていることもあり、弁護士につないだ方がいいと判断される事案については、相談の電話即法律事務所につながるという場合もあり、うろこの会の下部組織的な動きも必要となるのが実情である。

前任者等の働きかけもあったことからか、そういう点はとてもスムーズに動いており、依頼されるもののうち、利益相反で受任できない場合を除いては、対応していたように思う。本稿をまとめるにあたり、うろこの会の担当者とも話をしたが、今までは、クレサラに関する相談が多く、利益相反という事態が生じることがほとんどなかったが、最近は、離婚等の相談まで来るようになったようで、利益相反に悩みを持つようになったとの話を聞いた。新しいスタッフが赴任した場合、そことのつながりが難しいところであるが、法テラス高知法律事務所のスタッフに異動がなかったこともあり、スムーズにつないでくれていると感じている様子であった。

(2) 高齢者・障がい者関係機関との連携

ア 高知県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センター（以下、「センター」という。）とは、平成21年度に厚生労働省が「地域生活定着支援事業」として、各都道府県に整備することとしたセンターである。その目的は、矯正施設入所者の中で、高齢であったり、障がいを有しているなどの理由から、出所後の生活が安定しないために、社会復帰ができず、矯正施設に再入所になってしまうことを防止することであり、保護観察所と協働して福祉的支援につなげることを主たる活動とするものである。

私が、高知県に赴任した時には、すでに法テラス地方事務所が主催する地方協議会の中で準備が進んでおり、その中で、高知県でのセンター受託団体となることに名乗りを上げてくれたのが、高知県社会福祉士会であった。その後、設立に至った際も、社会福祉士会を中心に、熱心に活動してくれている。

弁護士との接点としては、自分が国選弁護人となった被疑者・被告人が、高齢者もしくは、障がいを有している可能性がある場合に、センターに連絡をし、支援をしてもらえるかどうか、検討してもらうことにある。

高知県の場合、センターが立ち上がる以前は、生活保護申請や不動産賃貸借契約の連帯保証人について、必要に応じ、ボランティアで行ってくれる方がおられ、その方が法廷で情状証人として今後のサポートを誓約してくれることがあった。センター設立後は、高齢者・障がい者については、センターの責任者が情状証人として出廷してくれることが増加した。

弁護士の立場からすれば、高齢者や障がい者である被疑者、被告人を刑事事件で担当した場合に、社会に出た後のことについて一緒に考えてくれる大事なサポーターであることから、少しでも多くの弁護士に知ってもらいたいという思いもあり、センターの事務所で、弁護士との

勉強会を開催したこともある。

また、この後の生活困窮者支援についての連携で述べる「特定非営利法人高知県生活再建支援センターあまやどり高知」との関係性も深く、この中でも連携を進めていくこととなった。

イ 成年後見制度・日常生活自立支援事業調査研究会（略称四者会）

私が赴任した際には、既にかなり多くの回数行われていた会で、高知県社会福祉協議会の方が中心となり、司法書士、弁護士、社会福祉士、市社会福祉協議会、市障がい福祉課、高齢者施設職員、障がい者施設職員など、様々な職種の方が、自分が現在かかわっている事案や、過去に対応した事案について報告し、疑問点や悩んだ点について、参加者に意見を求める形式で行われていた。

成年後見制度がありながらも、その狭間にいる多くの方と直接関わっている様々な職種の方の話を聞いていると、法律というものの無力さを感じずにはいられなかったが、その中でも、あるべき姿や、法律の活かし方を一緒に考えることが出来るよい研究会だったと思っている。

また、そのような会に参加しなければ顔見知りになることもなかったような方々と知り合うことができた。そこで出来た顔の見える関係から、講演会等の依頼を受けることにもなり、そのおかげで地域の高齢者、障がい者の方との接点ももらうことが出来た。

弁護士過疎地での活動としては、弁護士を知ってもらう、使ってもらうという活動も必要であると理解していたこともあり、高知クレサラ対策協議会同様、事務所所在地から1時間程度かかる場所での開催であったが、結果としては、大きなものを頂戴したと思っている。

ウ 小括

いずれの関係機関も、既に動いているものに関与させていただくという程度であったが、関わる中で関係性もできてきて、密度の濃い連携が出来ていくように感じた。

既に出来上がっているものに関わるということは、自分の関わり方如

何では、その関係を崩しかねないという危うさをもっているところであるが、高知の県民性なのか、外部からの人間を拒絶せず、新人のスタッフを温かく迎え入れてくれ関係性を持ってくれる気質のおかげで、新しいスタッフとの入れ替えについても違和感なく対応してもらっている。

(3) 犯罪被害者に関する関係機関との連携

～特定非営利活動法人こうち被害者支援センター

高知県は、こうち被害者支援センター（以下、「支援センター」という。）と法テラス高知地方事務所との関係が密接で、法テラス高知に被害者支援についての話が来た場合、すぐに、支援センターを案内している。被害者に異なる窓口で何度も同じ話をさせることによる二次被害を防止するために、支援センターをワンストップでの支援の拠点としているからである。支援センターの支援員らが、被害者から話を聞き、法律相談が必要と判断した場合には、弁護士が支援センターに出向き、支援センターの支援員らと一緒に話を聞くという制度が出来ている。弁護士の相談費用については、支援センターを法テラスの指定相談場所として扶助制度を利用することで対処している。

また、高知弁護士会犯罪被害者支援委員会も支援センターと連携をとっており、支援センターでの法律相談を要する場合には、委員会の弁護士に順番に打診がくる体制となっている。

被害者としては、ワンストップサービスが受けられ、弁護士としては、被害者の精神面について、支援センター支援員のサポートが得られ、法律問題の部分に集中できるという大きなメリットがある。

この関係機関との連携は、既に形がしっかりと出来上がっており、しかも、法テラスのみならず、弁護士会との連携まで出来ていることから、スタッフの異動が影響するものではなく、むしろ、スタッフを教育してくださる支援員の方が多数おられることもあり、良好な関係ができているものと感じている。

（4）女性・子どもを巡る関係機関との連携

～配偶者暴力相談支援センターとの連携

高知県には、高知市内に配偶者暴力相談支援センターがあり、私が赴任した当初は、法テラス高知地方事務所事務局長が、相談が来た際のパイプ役となっていた。しかし、私が赴任してから3ヶ月でその当時いた事務局長が転勤となることから、急遽、DVに理解のある弁護士の名簿を法テラス高知地方事務所にて作成し、その名簿を配偶者暴力相談支援センターに渡し、法律相談や受任を要するケースに応じ、同センターが名簿に登載された弁護士への配点を行うこととなった。

しかし、弁護士の名簿を見ても、顔と名前が一致しない状態の場合、同センターの方でも連絡をしづらいという状況が発生し、決まったメンバーに連絡が来るといった状況になってしまったことから、高知弁護士会両性の平等委員会に中心となってもらい、名簿の作成等は弁護士会で行うこと、定期的に委員会を中心に配偶者暴力相談支援センターとの関係を作ってもらおうことの橋渡しをすることで、対応をした。

3 新しい関係機関との連携

（1）生活困窮者に対する関係機関との連携

～高知県生活再建支援センターあまやどり高知設立とセンター利用

これについても前述した地域生活定着支援センターの設立と同様、法テラス高知地方事務所が主催する地方協議会の分科会の中から設立準備が始まったものである。

この高知県生活再建支援センターあまやどり高知（以下、「あまやどり」という。）は、もともと、高知県という地域の中で、生活保護の受給に当たり、アパートを賃借するなどして住居を定めなければならないが、住居を賃借する際の保証人がいないという問題から生まれた。高知県の多くの不動産業者は、保証会社を利用するのではなく、連帯保証人を付けないと住宅を賃

貸しないというところが多く、そのため、身寄りのない方は、住宅の確保が難しいため、結局、生活保護を受給できず、ホームレスの生活を続けなければならぬという状況があった。そこで、その関係を断ち切るために、高知県生活と健康を守る会の一部の有志が、自ら連帯保証人になって出るといった状況にあった。その方は、一時期100名から200名ほどの連帯保証人になることもあり、その中で、保証事故が発生し始めた。私も、高知に赴任直後、生活保護の関係で困っていたら、一緒に仕事をしていた先輩弁護士から、その方を紹介され、赴任中に3名の方の連帯保証人をお願いしたこともあったが、一個人に負担が集中することがいいのか、という疑問を持ちながらお願いをしていた。事故が起こってからでは遅いではあるが、きちんと、組織として住宅賃借の保証をしていく必要があるのではないか、という問題意識から、この設立準備が始まった。

結局、司法書士の先生が中心となり、弁護士、大学教授、高知県地域生活定着支援センター、高知市社会福祉協議会など様々な分野の方が協力して、あまやどりが設立された。

弁護士としては、刑事事件でかかわったホームレスの被告人を、無事、定住者とすることができた経験がある。ご本人の了解を得ているので、ここで少し、その経緯について述べたい。

定住できたその人は、罪名は窃盗未遂の60代の男性だった。

本人には同種前科があるものの、その際は、逮捕勾留され判決で罰金の言い渡しを受け、勾留日数を金額換算して差し引きそのまま釈放だった。今回は、未遂であることから、執行猶予判決の可能性があり、前回と同様にそのまま釈放となれば、同様の罪を犯す可能性が高かったことから、生活の安定をさせるため、住居の確保及び生活保護受給が必要だと感じていた。

あまやどりは、利用の申し込みをするにあたり、利用者に「支援者」がついて、その支援者による利用者の生活のチェック（主に、賃料の滞納が発生していないか、本人が孤立していないかという点についての見守り）が必須となっている。当時、市民団体としての支援者は、今まで個人で保証人と

なっていたメンバーとその周囲の方々だったため、これ以上、負担をかけることは難しいと考え、あまやどりのの中では唯一、弁護士としての支援者となった。

そのため、私の方で利用申し込みと、支援者としての申し込みを行い、専門相談員という精神保健福祉士などによる専門相談を入れてもらった。本来であれば、事務所に外向いて、相談をお願いすることになるだろうが、本人が勾留中であったため、相談員の方には、未決勾留場所である刑務所まで外向いていただき、一般面会の場で行っていただいた。時間が限られているため、私も同席し、本人の説明に不明点があれば補足しながらの面接となった。

その後、その面接の内容を持ち帰っていただき、支援計画を立てて下さったようで、認可決定がなされた旨の連絡が入った。私は、本人の代わりに住居を探し、契約の下打ち合わせを行い、法廷では、あまやどりの登記事項証明書と、支援の流れ図を弁号証として提出し、弁護活動を行った。結果、裁判官から法廷を一旦休廷とする、検察官、弁護人ともに裁判官室に来てほしいと言われ、出向くと、「弁護人が今後もサポートをするとしても、一人で行うのは負担が大きいだろうから、保護観察処分をつけたいと思うが、どうだろうか」と心配しての言葉をいただいた。本人にとって、二度と同じ過ちを繰り返さないためには悪いことではないと考え、了解をしたうえで、判決日の調整を行った。そのまま弁護人である私が動けない日程で釈放されてしまうと、また、どこかに行ってしまう可能性があるため、私ができる日の朝一番に判決をもらい、その足で、本人と一緒に動くこととした。

判決後、勾留場所まで迎えに行き、本人を引き取り、すぐに出向いたのが保護観察所であった。保護観察所で緊急保護の5000円を預かり、福祉事務所に生活保護申請を行った。すでに申請書類は作成してあったので、そのまま本人と共に向い、手持ち現金の不足を訴え、2万円を借り入れた。その後、不動産業者に行き、契約手続きを行い、自宅のカギをもらった。それから、支援団体へ頼んであった布団をいただきに上がり、生活に必要なものの買い

出しを行った。記憶にあるところとしては、電気がま、ガスコンロ、鍋、などを買ったはずである。何とか、生活できる状況にして、本人を自宅まで送った。

その後は、定期的に本人宅を訪れ、生活状況を確認した。家計簿チェックや、今、一番困っていることは何か、日々どのような生活を送っているのか、などを聞き取って、センターへの報告を行っていた。

私が高知を去る時には、本人は新しい住居への移転ができるまでになり、その移転費用は生活保護費の中から頑張って貯めることができたとも話していた。

ジュディケアの弁護士の場合、このような形で連携することは費用対効果の関係から難しいだろうことは、現在、ジュディケアとして動いていることから実感しており、スタッフ弁護士だからこそ出来たことだったのかもしれない、と今更ながら感じているところである。

(2) 女性・子どもを巡る関係機関との連携

ア 日本子ども虐待防止学会第18回学術集会高知りょうま大会から、子育て支援ネットワークオレンジこうち設立準備会へ

(ア) 日本子ども虐待防止学会第18回学術集会高知りょうま大会

私が赴任したときには、この大会をやることは決まっているが、事務局をどこにおいてやればいいのか、というかなり宙ぶらりんな状態であった。上述のように赴任当時は、引き継ぎ事件もなく、若干手が空いていたこともあり、声をかけていただき、よく分からずに、その他大勢の一人のつもりで参加したが、いつの間にか、動かさなくてはならない立場に置かれていたというのが正直なところであった。

高知県内のスタッフ弁護士等が中心となって行っていったが、高知県内の子どもにかかわる様々な職種の方と一緒に一つの会を作り上げていく過程を見せてもらい、またその中にかかわることが出来たのは、自分にとって大きな財産であったといえる。主なメンバーとしては、臨床心理士、医師、スクールソーシャルワーカー、児童養護施設協議会会員、

福祉事務所職員、大学教授、警察官、女性相談支援センター職員、児童相談所職員、教育委員会職員、精神科看護技術協会、市議員、県議員などである。

高知県の東部地域で業務を行っていた自分にとって驚きだったのは、メンバーの多くが県中央の関係者であったにもかかわらず、その会を知ってくださった自分たちの地域の関係者からの子どもに関する様々な悩み、問題点について相談が増えていき、地方公共団体で置いている要保護児童対策地域協議会⁷の代表者会議のみならず、個別ケース検討会議にも参加させてもらうようになっていったことである。連携の結果としては、とても大きな成果だったといえる。

また、高知県内のみならず、四国内でも初めての大会であったこともあり、香川、徳島、愛媛の各県の様々な方々とも関係を持つことができた。香川の虐待防止ネットワークの方は自分たちのような任意団体によるパネル展示に関する取り纏めなどを積極的に行っていただき、愛媛については、別途実行委員会を作ってくださいなど、本当に自分たちのこととして対応してくださった。徳島は、たまたま高知の事件の際に来られた弁護士にお願いし、参加者を募っていただいた。これらの活動のおかげで、また連携の輪が広がっていった。

大会自体は成功裡に終わり、関東近県で行われる場合には、通常2000人規模であるが、高知県という地の利に恵まれない地域で行われる会であり、1300人もくればありがたいだろうと大会事務局としては考えていたところ、2300人を超える参加があり、狭い会場が大混乱するまでになった。

(イ) 子育て支援ネットワークオレンジこうち設立準備会へ

日本子ども虐待防止学会は、大会の開催に当たっては、赤字となれば開催地の実行委員会が、その赤字分を持たなければならないという仕組みになっており、高知の実行委員会も赤字が出れば自分たちがかぶらなければならないという気持ちで行っていたところ、予定よりも多数の参

加者のおかげで、500万円近い利益をあげることができた。

そのお金をばらまくのではなく、何か形に残したいと思い、いわゆる虐待防止ネットワークのような任意団体の設立に使いたい、という想いが一致し、任意団体設立の準備会を立ち上げ、勉強会を行うことにそのお金を利用することとなった。

不思議なことに、大会で知り合った方ばかりではなく、それぞれのメンバーが持っている人脈から、準備会参加者がどんどん広がっていき、学会に関与しなかったメンバーも現在かわりながら、設立準備がなされていると聞いている。

各地に出来ている任意団体の名称の多くに「虐待」というマイナスイメージの言葉がついているが、「虐待」を防止するためには、子育ての支援が必要で、そのことが結果的には「虐待を防止」することにつながるという考えを持っておられる方が中心となって、「子育て支援ネットワーク」という名称になっている。

私は、ちょうど、高知を離れるところで出来上がった団体であるため、余り関与出来ずにいたが、是非、設立していただきたいと思っている。

イ 高知県面会交流支援センターあえる設立準備委員会

(ア) 設立経緯

私は、司法修習生の時、東京にある公益社団法人家庭問題情報センター⁸で選択型実務修習を受けさせていただいた。その理由は、当初から、弁護士過疎地での業務を行いたいと思っていたが、そのような地域ではなかなか面会交流支援を行う団体は存在しないだろう、そういう団体の代わりに弁護士が行わなければならないのではないかと考えていたことにあった。

実際に、高知県安芸市に赴任して、離婚事件が多く、その中でも面会交流を希望する方は多かった。しかし、一方当事者の代理人としての立場にいた弁護士が、間を取り持つことはなかなか難しく、一方当事者の代理人が間に入って面会交流支援を行うことが、対立当事者から見た場

合、厳しいという実態に直面していた。

その頃、以前、法テラス高知地方事務所の職員だった方から、面会交流が上手く行かないことと、養育費の支払いが滞ることの関係性が高く、困っているという話を聞き、設立準備をしてみようか、という話に発展した。

（イ）設立準備会発足

発足当初、私と職員だった方の二人しかおらず、二人で立ち上げたような形だった。その後、弁護士、司法書士が複数名一緒に動いてくれるようになり、何となく形になっていった。

一番大きく動き始めたのは、キリン福祉財団による助成金として24万円をいただくことができた頃である。キリン福祉財団が本準備会に助成する旨を、ニュースリリースとして発信してくださったことから、それを見た、地元新聞社の知り合いの記者が、何をする会なのか？と疑問をぶつけてくれた。地元新聞社の記者は、「面会交流」というもの自体を知らず、弁護士が関わっているのだから、刑余者がらみではないか、と考え、聞きに来たようであった。新聞社の記者ですら、知らないということにびっくりしたが、せつかくの機会でもあるので、時間をとるから記事にしてほしいと依頼をして、地元新聞に載ることとなった。

地元新聞は、県内では8割近い家庭で読まれている新聞であることもあり、記事を見て、面会交流についての相談を受けてほしいとか、面会交流で困っているのを助けてほしいなどの依頼が急増した。

（ウ）二度の講演会実施

1回目は、面会交流支援に精通している東京の公益社団法人家庭問題情報センターから主任研究員に講師としてきていただき、一般的な面会交流支援についての講演会を実施した。その費用は、キリン福祉財団からの助成金を充てた。講演会の目的は、高知県内で、面会交流というものについての理解を持ってもらうこと、興味を持ってくださった方に一緒に活動してもらいたいという話を伝えること、にあった。そのため、

地元新聞に講演会の記事を載せてもらい、集客を行った。

講演会には50人近い方が来てくださり、その後、関係者協議会を開いたところ、15名ほどが残ってくださった。しかし、関係者協議会という名の会合に積極的に残った方の中には、自分が面会交流をさせてもらえないことについての恨み辛みを持っておられる方も複数いたために、どのようなものが高知県に必要か、というような議論にまで発展させることが難しかったのが実際のところであった。

2回目は、大阪の公益社団法人家庭問題情報センターの方に講師として来ていただき、具体的な支援の流れについての講演会を実施した。この費用についても、同様にキリン福祉財団の助成金を充てた。前回の失敗を教訓にして、今回、一般の方に向けた広報を行わず、関係諸団体宛にチラシを発送して参加を募った。偶然、山口県の調停委員の方々も高知で研究会を行っておられたとのことで、複数名山口県の調停委員の方の参加もあった。

(エ) 試行的面会交流支援の実施と相談件数の増加

会員の中には、弁護士も複数いる。そのため、その会員弁護士の関わっている事件の中で、面会交流で困っているケースがあるので、受けてもらえないか、という話があり、支援体制は不十分ながら、支援を行っている。そのことが弁護士の中で話題になったことから、現在、既に2件目の支援を行っているところである。

また、弁護士会と裁判所との協議会の中で、設立準備に入っていることが話題となり、裁判所調査官の自庁研修に呼ばれて設立状況について話をさせてもらった。そのこともあり、調査官を経由して面会交流支援の相談があったこともあった。

自分たちが離婚事件を行う中で感じていた以上に、必要性が高かったことに驚くところであり、未だ、広報等を全く行っていないので何とか対応しているが、今後、広報を行った際に来るであろう件数を考えると、不安も多くなっているのが実際のところである。

（オ）厚生労働省による事業への参加に向けた動き

厚生労働省は、平成20年頃から、「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」なる通知を発し、いくつかの事業を行う場合には、国からの補助金が出ることになっている。平成24年には、その事業の中で、面会交流支援事業を創設している。

この支援は、①概ね15歳未満の子との面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親で、同居親が児童扶養手当の支給を受けており、②別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること、又は、同居親及び別居親ともに児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること、③面会交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること、④過去に本事業の対象となっていない者が対象となる。

高知県は、県民所得が全国ワースト1位であり、最低賃金についても、ここ数年でやっと650円を超えた状況にあることから、この条件を満たす家庭が多いことは明らかである。

加えて、実際に、面会交流支援を試行的に行っていく過程では、費用の問題が重くのしかかってきた。現在、本団体が、連絡先も住所も所持していない任意団体であることから、相談を受ける場所すら様々な場所を借りて行わなければならない状況にある。そのため、利用者から受け取る相談料では、相談場所の利用料と支援員の交通費等すら賄えないのが現状である。そうなれば、結果として利用者から頂戴する利用料を増額していく必要が生じてくる。しかし、高知県の所得水準を考えると、とてもではないが、東京で行われる支援団体と同様の金額設定⁹をすれば、たちどころに誰も利用することのできない制度となり、意味を持たない組織となってしまう。

これらのことから、経済的に厳しい父母間の子どもについての面会交流支援については、この事業を利用することにより負担がなく面会交流が行えるのではないかと会の中でも検討しているところである。来年

度についての事業化は難しいとの連絡が、先日入ったところであるが、一つ一つ事例を積み重ねることで、現実化していけるよう努力していきたい。

(カ) 小括

現在、この団体については、まだ、私の手元から巢立っていない。設立準備段階であることもあり、設立と同時に巢立ってくれることを願っているが、現状、高知にいるメンバーとのやり取りが継続している状況にある。遠方にいるからこそ、自分が関わった関係者が利用者となるなどの、利用者の立場とセンタースタッフの立場とが混在しないという強みはあるが、まだまだ設立に向けた途上のため、丁寧にかかわっていきたいと思っている。

(3) 他機関からの要請による連携

ア 自殺対策に関する連携

高知県は自殺の多い県である。特に、30代から40代の働き盛りと言われる方の自殺が多い。私も、相談業務の中で自殺にかかわる相談というのが年に1、2件はあり、どのように対応したものか苦慮しながら行っていた。弁護士の法律相談の域を超えているものも多々あり、だからといってその方のSOSを無下に扱うことはできず、涙ながらに話す方が多いこともあり、ティッシュペーパーを準備して、相談を行うことが多々あった。

高知県としても、自殺対策に熱心に取り組んでおられ、上述のうろこの会や、あまやどりなども、自殺対策事業を行っていた。

弁護士、司法書士からの働きかけが功を奏し、高知県障害保健福祉課が、ハローワーク高知と共に「くらしとこころ・つながる相談会」(法律相談を弁護士、司法書士が担当。こころの相談を保健師が担当。)を行うことになり、高知弁護士会貧困問題対策委員会、高知県司法書士会、法テラス高知が協力して相談会を開催している。また、高知県精神保健福祉センターによる相談支援、講演会なども、高知市内で行われて

おり、依頼があれば、参加していた。

しかし、高知県の、東西に長いという地理的特徴から、中央（高知市）で行っている相談会等に参加出来ない方も多くいる。また、地元での連携の大切さを感じておられる関係機関の方も多いようで、高知県東部地域では、福祉保健所の職員が中心となり、自殺対策に関する関係機関の連携のための協議会を定期的に行って、東部地域の関係者の顔の見える関係を作る努力をされていた。福祉保健所の職員の方とも、生活保護、離婚などに精神障がい絡むケースが多く、既に顔見知りにはなっていたため、協議会に参加させていただいた。

定期的に懇親会等も開催してくださり、何かあったときお互いの関係性が強くなるよい契機となった。

イ 地域包括ケア会議への参加

地域包括ケア会議とは、厚生労働省が高齢化の著しい進行に伴い、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築のためのシステムの実現に向けた手法の一つとして推進しているものである。

高知県は高齢化率も高く、高知県東部地域でこの会議を始める際に、法テラス安芸法律事務所の弁護士として参加させていただいた。

こちらが主体的なものではないが、定期的な会議の中で、講演の依頼を受け、弁護士として高齢者との関わりのある分野について講演をさせていただいた。参加者からの熱心な質問から、関心の高さが窺われた。

ウ 小括

これらのような、他機関からの要請による連携が、私が3年間いたうちの2年目あたりから増加していったように思われる。それまでも、形式的な会議への参加の要請はあったものの、連携の一環というよりも、有識者としての依頼というところが大きかったように見える。連携の輪に弁護士を入れていこうという考え方を持ってくださいに至ったのは、

地元根付き地域でご尽力されている弁護士を含む先人の方々のおかげであると考えている。

今後も、弁護士を地域で活用してもらうことにより、法的サービスの必要性が住民に理解してもらえると考えるので、是非、そのような依頼があった場合には、積極的に参加していただけることを希望する。

4 勤務終了

2ヶ月間の引き継ぎ期間を頂戴した上で、勤務は終了した。引き継ぎの間は、極力、自分が関わっていた関係機関に挨拶回りをしながら、後任者との顔つなぎをする努力をした。

後任者は引き継ぎの2ヶ月間、私の送別会に何回参加させられたことか。本当に申し訳ないことをしたと思っているが、その中での関係性が、現在、少しでも役に立っていることを願っている。

連携に関与したものについて、全てを終了させることが出来ず、まだ、定期的に高知まで行っているものの、何とか、終わらせたというのが正直な感想である。

まとめ～連携の渦の中にいた感想など

今回、このような文章を書く機会を頂戴したことで、自分が3年間で行ってきたことについて振り返ることができた。

赴任時には既に出来上がっていたものに参加させていただいたという立場のものから、自ら中心となって動かしてきたものまで、様々な連携があった。私たち弁護士という立場の中で、その連携を見る場合、やはり、依頼者にどのように活かすことができるのか、という視点が強くなるのは否定できない。使う側の立場が強くなっていたのは事実であるが、全くそのような視点を持たずに連携活動を行っていたところ、後の関係として、依頼者に活き

る結果となったものも多い。

法テラスのスタッフ弁護士は、費用対効果を考えなくてもよいからこそ、連携に集中できるという考え方も一方ではあると思う。しかし、弁護士である以上、連携しただけで満足するのではなく、それを依頼者にどのように活かすことができるのか、という視点を忘れずに持つことが重要だと考える。その視点を持ちながら連携活動に向かうことができれば、スタッフ弁護士の立場から外れた場合にも、その活動が別のステージで活きるのではないだろうか。現在、スタッフ弁護士という立場を外れたところにいる自分は、そう感じているところである。

スタッフ弁護士としての立場の不自由さを感じていたからこそ、その立場から外れることを希望したのも事実であるが、ジュディケア弁護士としての立場の中では別の不自由さがあることもまた痛感しているのが現状である。

もし、現在スタッフ弁護士の方や、今後スタッフ弁護士を希望される方が拙稿を読んでくださったのであれば、是非、スタッフ弁護士としての立場を最大限利用して、弁護士にとって有益な連携活動を行っていただきたい。そうすることで、周りにおられるジュディケアの弁護士の方々との関係性を高める一助となるのではないかと考えている。

[注]

- 1 本林徹・大出良知・土屋美明・明賀英樹編（2008年）「市民と司法の架け橋を目指して—法テラスのスタッフ弁護士」日本評論社、太田晃弘・長谷川佳予子・吉岡すずか（2012年）「常勤弁護士と関係機関との連携—司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援論叢第1号103-145頁、水島俊彦「司法ソーシャルワークと成年後見制度拡充活動」総合法律支援論叢第4号25-49頁等
- 2 スタッフ弁護士の役割及びパイロット事務所の設置等に関する検討会 2010「スタッフ弁護士の役割及びパイロット事務所の設置等に関する検討会 2010報告書」
- 3 同報告書9頁
- 4 同報告書17-18頁
- 5 同報告書18頁
- 6 吉岡すずか（2014年）「法的支援ネットワークにおける人的依存の克服」総合法律支援

論叢第5号124-142頁

- 7 要保護児童地域対策協議会とは、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法により地方公共団体に設立を努力義務とした協議会であり、その関係機関相互の責任体制の明確化、円滑な情報の提供を図るためには個人情報保護の要請と関係機関における情報の共有化が必要であるとして、地域で関係機関が連携しながら要保護児童の保護をしていこうとするものである。協議会は三層構造になっており、構成員の代表者が中心となって協議会の活動状況の報告と評価、及び支援システムについての検討などがなされる代表者会議、構成員のうち実際に活動する実務者を構成員とする実務者会議、要保護児童等に直接関わりを有している担当者等を構成員とする個別ケース検討会議がある。
- 8 公益社団法人家庭問題情報センターとは、所轄官庁を内閣府とし、人間関係諸科学を活用して、家庭問題の解決、児童の健全育成、高齢者等の福祉の増進及びこれらの普及啓発に資する事業等を行い、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的として設立された法人であり、元家庭裁判所調査官の方々によって構成されている。東京、大阪、名古屋、福岡、千葉、宇都宮、広島、松江、横浜、新潟に現在拠点がある。
- 9 公益社団法人家庭問題情報センターの利用料は、同センター「面会交流援助の案内」リーフレットによれば、事前相談が60分5000円、付添型援助では1ケース1万5000円から3万円である。